2 論文等要旨

(1) 『農林水産政策研究』

エコラベルとWTO協定

藤岡典夫 著

1. エコラベルは,消費者に製品の環境に関する情報を与え,消費者が環境に易しい製品を選好することを 通じて環境を改善することを目的とするものであり,輸入制限措置とは異なる。しかしながら,認定基準 の策定過程が透明性を欠いたり,輸入国の国内の環境状況を反映したりすると,貿易制限的効果を持ちう る。

エコラベルを巡る貿易摩擦増大の背景としては、PPM(processes and production methods:生産工程・生産方法)に基づくエコラベルが増えていることがある。輸出者にとって、彼ら自身のPPMが相手市場の求めるものと異なることから、PPMに基づくエコラベル基準に合わせるのがかなりのコスト増になる等の困難性を伴うからである。

- 2.エコラベルとWTO協定との関係を巡ってはその争点は2つあり,一つは,産品非関連PPMに基づくエコラベルへのTBT協定の適用があるかどうか,もう一つは,そもそも産品非関連PPMに基づくエコラベルがガット/WTO協定下で許されるのかどうか,である。いずれも,肯定的にとらえる先進国と,否定的な途上国とが対立している。
 - (1) 産品非関連 PPM に基づくエコラベルへの TBT 協定の適用の可否について

TBT協定の適用対象は、強制規格と任意基準であり、同協定附属書 の1及び2に定義されている。これらの定義に産品関連のPPMに基づく規格が含まれることは明らかであるが、産品非関連PPMに基づく規格が含まれるかどうかについては、文言上曖昧である。このことから、TBT協定の交渉の歴史を吟味し、当該定義の成文化に至る議論の経緯を調査した上で適用対象外とする主張は、説得力を持っている。

(2) 産品非関連PPMに基づくエコラベルとガット/WTOルールとの関係について

これには,ガット第1条第1項(最恵国待遇),第3条第4項(内国民待遇)及び第23条第1項(b)(非違反申立)が関係する。このうち第1条第1項については,米国とメキシコ間で争われた「ドルフィンセーフラベル」に関するパネル判例がある。このケースで,パネルは,「『ドルフィンセーフラベル』条項は,政府から利益を得るために合致しなければならない要件を創設していない。このラベルから来るいかなる利益も,消費者の自由な選択に依存している。」として,ガット違反ではないと決定した。しかし,当該エコラベルプログラムにおける政府の関与がより大きい場合は,第1条第1項違反もあり得よう。

3. PPMに基づく措置は、WTO協定上問題が多いが、そうした中で、エコラベルのような任意のラベリングという方法であれば、WTO協定上整合性を持たせることが十分可能である。エコラベルは、製品の差別化を通じた市場確保効果を持っており、近年の消費者の「商品の作られ方・過程」への関心の増大は、そうした効果をより高めていくであろう。環境面で自信のある我が国の農林水産物について、市場確保の一手段としてこの手法の活用の余地がある。

(農林水産政策研究第1号,1~12頁)

豪州における遺伝子組換え体諸規制見直しの動向 渡部靖夫 著

我が国にとって米国、中国に次ぐ三番目の農産物輸入先国である豪州において、最近、遺伝子組換え体(GMO)に関わる諸規制の見直しが相次いで行われた。豪州のこのような動向は、我が国の輸入農産物や食品にも直接影響を与える可能性があり、正確に把握しておく必要がある。また今後、GMO諸規制に関連する国際交渉に向けた我が国の対応や国内のGMO諸規制の検討に資するという観点からも、世界有数の農産物輸出国であり国際交渉の場でも大きな影響力をもつ豪州の動向把握と情勢分析は有益である。そこで本稿では、豪州におけるGMOの環境放出等の取り扱い規制及びGM食品の安全性評価・表示規制について、それぞれ規制見直しの経緯及び新規制の概要・特徴点を明らかにし、次いでそれらが豪州のGM作物戦略や対外交渉に及ぼす影響、さらに我が国にとってのインプリケーションについても若干の考察を行った。

豪州国内のGM農産物を含むGMO全体の実験,環境放出等の取り扱いについては,これまで連邦政府の遺伝子操作諮問委員会(GMAC)が法律的根拠のないガイドラインに基づく指導,勧告等によって規制してきた。しかし,今後増大すると見込まれるGM農産物の商業的生産要望に対応するとともに,その環境や健康に与える影響評価をより適切に行う必要があること等を考慮し,新たに遺伝子技術法を成立させ,同法は2001年6月に施行された。この法律の最大の特徴は,GMACに代わって,査察権限等の強力な法的権限を与えられた独立性の強い遺伝子技術規制官(GTR)を新たに設置して取締りを行わせる等,規制の強化が行われたことである。本法においては,低リスクであるとしてあらかじめ規制対象から除外されたもの以外のすべてのGMO取り扱いについて,GTRの厳格な審査に基づく免許が必要とされ,これに違反すると最高で5年の禁固又は22万豪ドルの罰金(個人の場合)が科されることとなっている。

一方,GM食品の安全性評価及び表示については,豪・NZ食品安全局(ANZFA)が豪・NZ共通食品規則A18に基づいて規制を行っている。このうちGM食品表示については,2000年7月の豪・NZ食品規格審議会(ANZFAの上位にある連邦・州の保健相レベル会合)において,「実質的同等性を有していても,新規のDNAやタンパク質が存在するGM食品については,原則表示義務を課すこと」が決定され(ただし1%までの非意図的混入は許容する等の例外措置がある),EU並の厳しい規制となった。この新しい表示規制は,2001年12月に施行される。

現在,豪州国内で商業生産されている食用のGM 農産物は綿のみであり,世界市場では,米国やカナダといった「GM 農産物先進国」に比べて出遅れている状況にある。上述した環境放出規制強化の背景には,こうした状況を打開するため,生産者が積極的にGM 農産物を導入できるような体制を整備しようとの政策的意図があったとみられる。今後は,新体制の下で,GM カノーラ(菜種)や(研究開発が進んで実用段階に至れば)小麦,大麦等の豪州の主力穀物においても,一挙にGM 農産物が増産される事態が起こり得る。一方,GM 食品表示規制の強化は,FAO/WHO合同食品規格委員会(Codex)等の国際的な議論の場で,従来豪州がとってきた「表示等の規制強化は貿易歪曲につながる」との強硬な立場とは矛盾を生ずる。今後,豪州の交渉ポジションに何らかの変化があるかどうか注目される。

(農林水産政策研究第1号,13~31頁)

介護保険に対する利用者の反応とその特徴 柏市の介護サービス利用者アンケート調査を中心に

相川良彦 堀田きみ* 山根律子* 共著

本論の目的は,2000年4月に始まった介護保険制度が利用者にどのように受けとめられたかを,首都圏の一都市でのアンケート調査により明らかにし,農村との比較研究の準備とすることである。調査結果の要点は,次の通りである。

- (1) 家族と常時同居する要介護者が、半数しかいなかった。また、介護の中心的担当者は女性だが、内訳では「同居の娘」と「同居の息子の妻」がほぼ同数であった。それらは、都市的特徴を現わしている。
- (2) 介護保険の要介護度認定に満足しない者が29%で,要介護度1~3と中・低位に認定された者に多かった。「家族の介護力への配慮がない」という不満理由は全階層から,また,「痴呆が軽く評価されている」という不満理由は限度額に比して介護サービスをよく利用する要介護者から,それぞれよく出される傾向が見られた。
- (3) ケアプラン作成は馴染みのある事業者に頼む傾向が強かった。ケアプランについては,80%以上の要介護者が満足していた。
- (4) デイサービス,ショートステイ,ホームヘルプの3サービスは利用者数が多く,いずれも介護保険を契機に25%前後の増加をみた。8種の介護サービスの実人数トータルでは介護保険前からのサービス継続利用者が91%,利用中止者が9%,新たに利用開始した者が35%であった。介護保険を契機にサービス利用者が差引きで26%程度増えたのである。
- (5) 介護保険前からのサービス継続利用者のうち,介護保険を契機に利用量を増加させた者24%,ほぼ同じ者63%,減少させた者13%で,増加者から減少者を差し引いた増加者率は11%であった。この継続利用者の増加率(11%)は,介護保険を契機に利用を開始した差引き増加率(26%)ほど多くはなかったのである。
- (6) 介護保険制度において,利用者は保険料の10%を自己負担しなければならない。障害の重い者はサービスが低下しても経済的負担の軽減を望み,逆に家族は本人よりも経済的負担が増えてもサービスを充実することを希望していた。
- (7) 要介護者のサービス利用量平均は利用限度額の50%であった。介護保険が始まっても,介護サービスを控え目に利用するという傾向が存続していた。利用限度額の設定や保険料の10%自己負担が影響していると思われる。
- (8) 介護保険の要介護度認定の仕組みから,ADL(日常生活動作能力)と痴呆にかかる介護時間数を独自の算定基準で推計してみると,介護最大限時間数809分(13時間半)で,うち痴呆にかかる時間数がそのうち20%であった。痴呆にかかる時間はADLに比べて低評価されていると思われる。
- (9) 従前の厚生省の簡略な ADL 及び痴呆認定基準と介護保険の認定基準とにより同データについて算定 結果を比較してみると,両者の相関係数が ADL の要介護度について高く,痴呆について低かった。これからも介護保険における痴呆の要介護度認定は低評価の傾向にあることが示唆される。

(農林水産政策研究第1号,33~64頁)

^{*}介護保険市民会議

農業収入の変動状況と安定化対策に関する分析 吉井邦恒 著

本稿では、農業経営統計調査の農家別データ(1995年から99年までの5年間連続調査対象農家2,854戸)を用いて、95年から99年までの農業収入の変動状況等を分析するとともに、農業収入安定化対策として保険方式と積立方式を適用した場合について分析を行った。分析の主な結果は次のとおりである。

農業収入DI(前年に比べて農業収入が増加した農家数の割合から減少した農家数の割合を引いたもの)を用いると、平均農業収入が前年を上回っていても農業収入DIがマイナスとなる場合があり、平均農業収入と農業収入DIを組み合わせることによって、農業収入の変動が農家や農村地域に及ぼす影響をより実態に即して把握できる。

収入保険方式の金額被害率を期間10年のシミュレーションにより求めると,品目別収入保険については品目間でかなりの差があり,米や酪農の金額被害率が低く,麦,大豆,施設野菜で高くなっている。 NISA タイプの積立方式では,拠出率を高めて口座への拠出額を増加させても,一部の農家で口座 残高が枯渇して必要な額を引き出せなくなる一方,引出の必要性がない農家の積立金を累増させてしまう可能性がある。

(農林水産政策研究第2号,1~26頁)

親環境農業路線に向かう韓国農政 農林部長官・大統領府主席インタビューから

足立恭一郎 著

1993年2月を画期とする軍人政権から文民政権への移行に伴い,韓国農政はそれまでの単線的な規模拡大・生産コスト削減路線から親環境農業路線へと徐々に方向を転換しはじめた。親環境とは,環境への優しさを強調する韓国独自の表現であり,日本でいう有機栽培と特別栽培の双方が含まれる。

この農政パラダイムの転換を唱導したのは許信行氏,崔洋夫氏,金成勳氏という韓国を代表する3人の 農業経済学者であった。許信行氏は金泳三大統領の下で韓国農政史上初の学者長官(在任期間: 1993.2.26.~93.12.21.)に就任し,崔洋夫氏は学者秘書官として大統領府の初代農水産主席(1993.12.23.~98.2.24.)を金泳三政権の全期間に亘って務めた。そして,金成勳氏は金大中大統領の下で韓国農政史上2人目の学者長官(1998.3.3.~2000.8.7.)に就任し,持続農業(許氏)・環境農業(崔氏)・親環境農業(金氏)をそれぞれ「韓国農業の4つの進路」(許氏及び崔氏)或いは「韓国農業の生き残る道」(金氏)に位置づけて積極的に推進した。

1993年2月から2000年8月まで7年半,3人の農業経済学者が理論的裏付けを有するそれぞれの農政理念に基づいて主導した農政改革は奏功し,韓国の農政は今,その軸足を親環境農業路線に置くようになった。環境農業育成法の制定,親環境農業直接支払制度及び水田農業直接支払制度の導入,親環境農産物認証制度の導入と同流通システムの整備などはその端的な事例である。

大統領制をとる韓国では政権交代により農政自体も大きく変わるため,金泳三,金大中政権と続いた農政変革路線がいつまで続くか予断を許さないが,韓国農政の今後の展開に注目したい。

(農林水産政策研究第2号,27~46頁)

(2)『農林水産政策研究叢書第1号』

フランス農政における地域と環境 石井圭- 著

本書の課題は、欧州随一の農業生産国であるフランスを対象として、条件不利地域政策や農業環境政策の展開について、それらの政策手段である経営補助金の含意を踏まえながら検討することである。

第1章では,持続的発展を政策理念として掲げた99年新農業基本法の制定の背景について,90年代における農業構造と農業財政の展開,補助金と農業所得の関係の実態を通して明らかにした。

その背景の第1には,農業経営の補助金依存の高まりと補助金の一部経営への集中がある。それは,農政の正当性と公平性の問題を顕在化させた。第2に,農業構造の変化の加速である。農業経営の減少や大規模経営の農地集積は,農村社会の脆弱化に帰結するだけではない。近年の構造変動は,高齢の低所得経営の引退を促し農地の流動化を円滑化する社会 構造政策の余地を狭めた。

経営面積の拡大と資本の集約化に制約がかかり,かつ生産物の市場価格の低落傾向が見通せるならば,労働の集約化を志向した経営適応が唯一の選択である。労働集約型の生産物には,高品質生産物があり,市場で評価されない生産物,すなわち環境財・サービスがある。高品質生産物を基礎にした産地を形成するには,産地固有の生産規範を作り出す必要があり,伝統景観の維持や水質保全,ビオトープの保護には,一定程度面的な集積が必要である。ともに,個別経営の戦略を超えて,ローカルレベルの組織化が要請されるという共通点がある。

経営補助金による所得分配には,多様なパターンがありうるという特性があり,価格支持による所得分配のように,中央集権的な一元性の制約はない。地域農業や農業環境にみる地域固有の政策課題は,経営補助金を媒介としながら,フランス農政を分権的農政へと促しているといえる。

第2章では、フランスにおける農村振興政策の展開について、諸々の制度の改革を伴いながら展開していく過程が明らかになった。一つは、部門別省庁の調整や地方レベルにおける決定機能の強化、広域行政圏の設置、市町村合併の試みや組織化の推進が、農村振興政策の形成と表裏をなしていることである。二つは、農村振興を含めた地方経済の振興や地方の整備について、国と地方政府あるいは地方政府どうしによる協議や契約により、対等な資格で互いの権限を行使する仕組みが構築される過程にあり、分権的な農政の制度基盤が準備されつつある。

また、農村地域振興における農業関連施策の特徴をみると、従来の農業構造政策が選別的に直接、農業者個人を対象にしたのに対して、農村地域振興における農業関連施策は、最終的には個人に帰属する補助金であっても、地域あるいは集団を媒介とした施策の形成が模索されながら展開していることがわかる。

第3章では、条件不利地域において支配的な草地畜産を中心に、種々の経営補助金の導入の経緯と農業所得への寄与について検討した。生産過剰を背景にいち早く介入価格の引き下げとともに、所得補償的な経営補助金が導入されたのが、草地飼料を基盤とした畜産部門であった。しかし、農業構造の再編は、生産条件の優れた地域だけでなく、条件不利地域においても遜色ないテンポで進んだ。ハンディキャップ地域補償金や繁殖メス牛補償金にみられる小規模経営の優遇は、中長期的に農業経営数を維持する役割を十分果たすことはなく、生産者価格低落が引き起こす構造再編の速度を緩め、農村社会の激変を短期的に緩和させるものとして機能したといえる。

第4章では,特定の営農行為の遵守を要件として,農業者に給付される補助金を活用した農業環境政策

の課題と限界を明らかにした。粗放的な草地の維持管理を目的とした施策の対象経営は,一般に脆弱な所得構造をもっている。しかし,給付単価の設定は,環境保全にかかる営農手法により被る損失,もしくは営農行為がもたらす追加的な費用を補填する水準を原則とし,農業所得とリンクする余地はない。市場政策による所得形成機能が今後いっそう低下する場合,環境保全にかかる固有の営農行為を切り離して,報酬単価の算定を行うのでは,農業所得を維持し農業経営の存立を図ることで,環境を保全することは困難ではないかと考えられる。

他方,集約的な農業生産に対して,汚染の軽減を促す補助金を給付することは,財政負担も大きく,正当な根拠が弱い。第5章では,集約的な農業に対する環境政策として,農業者と基礎的自治体,農業指導機関,飲料水監視当局等の対話を促す制度に注目した。このような政策手法は,農業者による社会的な認知の希求を促す社会的誘因措置ということができる。

(3) 『プロジェクト研究資料』

有機性資源プロジェクト研究資料第3号

外食産業における生ごみ・食べ残し等の処理の実態 アンケート分析を中心に

「有機性資源プロジェクト研究」では,すでに食品製造業の有機性廃棄物の処理の実態を調査したが,本報告は,外食産業を対象として,生ごみや食べ残し等の処理の実態に関する調査の結果である。外食産業への調査は,これまでは大まかに言えば仕入れや売上に関するものがほとんどで,廃棄物に関する網羅的な調査は皆無に近いと思われる。本調査は,郵送によるアンケート調査であり,社団法人日本フードサービス協会に加盟している会員390社を対象とし,平成11年4月~12年3月に行われた。有効回答数177,有効回収率は45.4%である。

回答事業者においては、平成11年度には1社当り平均1,051トンの生ごみや食べ残し等が生じており、食材・食品の総使用量の概ね8.8%を占めている。業態別では、ファミリーレストランが11%、パブ・居酒屋が15%近くあり、最も多い業態となっている。

生ごみ・食べ残し等の処理については、「事業系一般廃棄物として処理している」が96.6%を占めている。 その処理の方法としては、「事業系一般廃棄物処理業者へ業務を委託している」が9割に達している。

生ごみ・食べ残し等を他の事業者に販売しているのは6社であり,うち1社は,牛脂を石鹸製造業者へ販売し販売価格は1kg当たり5円となっている。また他の事業者に無償で提供している11社は,「農家」である。また「家畜飼養生産者」,「飼料製造業者」及び「肥料製造業者」である。

生ごみ・食べ残し等の発生量抑制には8割近くが取り組んでいるが,減量等の排出量削減には63.8%が「特に何もしていない」。飼肥料化等再資源化は8割の事業者が「再資源化していない」。しかし「一部店舗で再資源化している」事業者は,少なくとも1割存在している。その際の再資源化物としては,「肥料」が最も多い。

今後の再資源化していない142事業者のうち,7割以上の事業者は再資源化に消極的な状況となっている。再資源化のための条件としては,コスト問題が最も大きいが,「生成物の販路」も4分の1の事業者があげている。

平成13年5月「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」が施行され,外食産業も食品廃棄物の発生抑制,減量,及び再資源化を求められることとなり,平成18年度までに食品循環資源の再生利用等の実施率を20%向上させることを目的としているが,本調査から見る限りは,一部の企業の努力は見られるものの,その向上には相当の努力が必要であると考えられる。

農村経済活性化プロジェクト研究資料第1号

農村地域でのビジネス起業 欧州での現状と事例

つい最近まで、欧州のほとんどの農村地域にとって、起業家精神(entrepreneurship)は馴染みの薄い概念だった。起業家となる素質をもった野心的、冒険志向の人材は、小さな町や村を離れ、職場を求めて大都市に流出するのが常だったからである。しかしこうした考え方は、ここ15年間の劇的な逆転現象によって一変した。現在の農村地域は、都市からの転入者や地元の農家、非農家たちが多彩な新ビジネスを起ち上げるようになっており、農村起業(rural entrepreneurship)と呼べる現象が起きている。農場経営の多角化、ニッチ市場の開発、農村ツーリズム、グリーンツーリズムなど、様々な展開が見られる。

本報告書(原著者イギリス,ブリストル大学教授バーナード・レーン 訳 小山善彦)では欧州における 農村起業登場の背景をまず分析し,つぎにその多様な特性,成功の要因,困難,起業家やその支援者にとっての課題などについて事例に即してまとめている。共通テーマは,地域の自然及び文化的資源の活用,これらの資源の市場性の再評価である。また,農村起業が成功するためには,人的要素,地域コミュニティや広域的ネットワークとのリンク,さらに用意周到なビジネス,マーケティング戦略が重要といえる。

事例1:イングランドの有機野菜農場

都市と農村両方のライフスタイルを経験してきた若夫婦が,1986年から野菜生産を開始,有機野菜の栽培に専念するようになる。始めた当時は有機農業は変人的な行為と思われていた。現在は,環境的にも社会的にも持続型,かつ経済的成功を追求できる農業の家族ビジネスとして,地域コミュニティの中で重要な役割を担うようになった。

事例2:スペイン北部,小さな農場でのホテル開発

ツーリズムとは縁のない過疎地の農場と石造り住宅を購入してホテルに改造,料理とワイン,ホスピタリティと農場経営を売り物のユニークなホテルが誕生した。1995年の開業以来,地域住民のビジネス意識や自信の向上に貢献している。

事例3:イングランド,眠っていた歴史的資産を活用した新ビジネス

放置されていた鉄道跡地が歩行者・自転車用ルートとして再利用されることになったが、ビジネスプランはなかった。転入してきた夫婦がルート沿いに自転車レンタルの会社を1983年に設立、集客の拠点となった。その後、関連ビジネスへの多角化を図っている。

事例4:スイス,コミュニティが主体となったエコロジー型ホテル開発

スイスアルプス南部,観光ルートから遠く離れた小さな村の住民が協同組合を設立し,地域での雇用の 創出と経済の維持をねらったホテルを開いた。「エコロジカルで,コミュニティに優しい」という1983 年当時としては画期的な構想でつくられた。ホテルは数々の賞を受賞し,メディアからも注目された。 ホテル料理の食材の8割までが地元産品である。

事例5:イングランド,新しい農村ツーリズムのための水力製粉所の復旧

この地域では水力製粉所を使って粉をひき,家庭用の小麦粉と飼料用のカラス麦と大麦を生産していた。 農業の近代化の過程で多くの製粉所は破壊された。地元の老夫婦がこの忘れ去られていた遺産を農村ツ ーリズムのセンターとして復旧させた。

農村経済活性化プロジェクト研究資料第2号

住民意思に基づく農村整備オランダの事例

先進国の農村では、おしなべて農家数の減少、農民の高齢化、住民の多様化により、かつてのような共同作業が難しくなっている。一方、特にオランダのように人口密度が高く、都市と農村が近接した国では、農村は都市住民が休暇を過ごし、趣味やスポーツを楽しむ場ともなっている。本資料は、オランダ語の著書『内部通り抜け部分と外部環状部分:ジゥヴェント村の教会通いの道』(アントン・ストルテルデル、ヘラールト・モッレマン共著、KNNV出版、1998年)を、我が国においても関心の高い住民参加による農村整備、農村振興政策の参考に資するべく邦訳したものである。

原著の舞台はドイツ国境に近いオランダの一農村,ジゥヴェント村である。同村には,かつて通学,教会通い,散策,サイクリングのための小径があった。その大部分は,1960年代の大規模圃場整備により消滅する。小径の消滅により景観は単調化し,道端に生息していた動植物は姿を消す。また,交通量の増加により,子供が車にはねられる悲しい事故も起きた。このような中で,昔,学校や教会に歩いて通った経験のある中高年の人々が,孫たちのために小径の復元のためのプロジェクトを起こす。1994年のことである。以来,5年余りの歳月をかけて,村の周囲に延べ11kmに及ぶ散策及びサイクリングのための小径,すなわちケルケパーデン(教会通いの道)が再整備された。

プロジェクトの主体は、村の有志、諸団体によって構成される(財)「ケルケパーデン・ジゥヴェント協会」であり、道路用地の利用権(本資料では地役権)取得、道路の設置、管理に関する責任は同協会が負うこととした。協会設立後、彼らの活動の熱心さは地元の自治体ばかりか、国会議員を通じて、オランダ農業・自然保護・漁業省、州政府、企業にも伝わり、資金面での援助を受けることができた。とはいうものの、農地の所有権や通行権をめぐる葛藤もあり、道のりは必ずしもなだらかではなかった。協会はその都度、土地所有者、居住者に対して説得を重ねた。たとえば、小径が家屋のすぐ近くを通る予定の住民は、プライバシーが侵害されると苦情を言ってきたが、家屋との間に生け垣を作ることを条件に納得した。また、小径によって畑が分断される所では、トラクターの耕地間の通行を容易にするため煉瓦舗装にするなどの工夫をした。

彼らは,単に遊歩道を建設するだけではなく,以前の美しい風景が再現され,野生動物が戻るように, またより多くの人々が散歩やジョギングやお喋りを楽しむように努力した。あちこちに池や小川を設置し, 数千本の木を植え,橋を架け,彫刻,ベンチを設置した。

1994年から98年にかけてプロジェクトに費やされた額は,前述のように土地所有者や居住者の予期せぬ要求に応じたため,当初の予定を上回り,55万ギルダー(約2,700万円)に達した。この額は最終的に国や州,自治体の補助により埋め合わされたが,建設作業の多くは定年退職者やその家族のボランテイアに負ったことを考慮すると,行政機関と住民はほぼ半々で費用を負担したことになる。

このジゥヴェント村の成功は,様々なイベントやマスコミ報道を通じて知れ渡り,オランダでは同じような遊歩道の建設に乗り出す自治体も現れている。